

(仮訳)

共同プレスリリース

2019 年 4 月 19 日・東京

ウナギの国際的資源保護・管理に係る第 12 回非公式協議に際し、

日本国水産庁、大韓民国海洋漁業省及びチャイニーズ・タイペイ漁業署（以下、「当事者」という。）は、

中華人民共和国、日本、大韓民国及びチャイニーズ・タイペイはいずれもアジア太平洋経済協力（APEC）のエコノミーであることを想起し、

第 7 回協議において発出された 2014 年の共同声明が、東アジア地域での更なる協力に向けた足がかりとなっていることを認識し、

ウナギ種苗の養殖池への池入れ制限及び持続可能な養鰻同盟（ASEA）の設立を含む、ウナギ類の持続可能な利用に向けた 2014 年以降の全ての取組みを想起し、

絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約第 17 回締約国会議（CITES-COP17）の決定 17.186 から 17.189 に留意し、

また、2018 年 9 月 20 日から 21 日にかけて東京で開催されたニホンウナギに係る地域ワークショップの勧告に留意し、

CITES-COP18 及び COP19 へ向けて協力することの重要性についての見解を共有し、

当事者は APEC 海洋・漁業作業部会（OFWG）の枠組みの下で協力する意図を有することに留意し、

以下の共通の見解について、再確認した。

（１）当事者は、ニホンウナギその他の関連するウナギ類の資源の保存及び管理のための措置に関し、以下の点について協力を行ってきた。

－2018-2019 年漁期のシラスウナギの池入れ、養殖生産及び貿易の統計をレビューし、いずれの当事者もニホンウナギの養殖池への池入れ量は、2014 年の共同声明で設定した上限以下であったことを留意した。

－ウナギ類に関する国際的な及び各当事者の状況を情報共有した。

－各当事者が 2014 年の共同声明以降にとってきた保存及び管理のための措置に関し、

以下のとおり情報を共有した。

日本：

シラスウナギの採捕は、都府県による許可発給の対象であり、漁期も限定的である。特定の漁具を用いたウナギ成魚の漁獲には、都府県による許可発給が必要である。漁具制限、捕獲の個別上限の設定、禁漁期といった様々な追加措置が、各都府県特有の状況を考慮し、シラスウナギとウナギ成魚の両方の採捕に導入されている。2015 年 6 月に、内水面漁業の振興に関する法律の下、ウナギ養殖に許可制が導入された。この法律の下、種苗の池入れ量が制限され、個々の養殖業者毎に配分される。2006 年以降、河川が本来有する生息・育成・繁殖環境の保全と再生を意味し、河川管理の基本的な考え方となった「多自然川づくり」の考え方にに基づき、良好な河川環境の創出及び保存を目的とした継続的な取組が行われている。

全国内水面漁場管理委員会連合会及び全国内水面漁業協同組合連合会が、全都道府県において準備ができ次第速やかに産卵に向かう下りウナギの保存措置を導入するとの決議を 2018 年に採択したことを踏まえ、下りウナギの採捕禁止措置を導入済みの都道府県数が増加している。また、水産庁はシラスウナギの採捕から養殖池への池入れまでのニホンウナギのトレーサビリティを改善するため、2019 年からプロジェクトを開始する予定である。

大韓民国：

2017 年 1 月、ウナギ資源の管理のため、期間禁漁及び漁獲物の大きさの制限が政府により導入され、同年 7 月に施行された。ウナギ漁業は 10 月 1 日から翌年の 3 月 31 日まで禁止される。また、体長 15cm～45cm のウナギの採捕が通年で禁止される。韓国はまた、ウナギ養殖業を、報告制から許可制へと変更するための立法手続を行っているところである。養殖産業振興法案は 2016 年 12 月 28 日に国会に提出され、現在国会での承認待ちである。

2018 年、ウナギにとって好適な生息環境を提供するため、自然遡上を阻害又は遮断する河口や海岸域の人工岸壁等の人工構造物の一部において魚道を整備した。韓国は、2019 年も、当該調査や取組を継続するとともに、引き続き可能なウナギ資源の保存管理のオプションを追究していく予定である。

チャイニーズ・タイペイ：

ウナギの生息地を保護するため、伝統的なシラスウナギの主要採捕地域である宜蘭県（ぎらんけん）では、クロコとウナギ成魚の漁業を禁止した。これは、他地域の 33 の河川において、クロコとウナギ成魚の漁獲が既に禁止されていることに追加されたものである。シラスウナギ漁業に関しては、伝統的な漁期は 10 月～4 月であるが、11 月～2 月の間のみ許可される。シラスウナギ漁漁船に対する許可制度も導入されている。

輸出管理については、11 月～3 月の間のシラスウナギの輸出は禁止されている。

ウナギ養殖活動の管理に関しては、2014 年 11 月以来、ウナギ養殖活動の管理を強化するための規制が改正され、公布されている。現在の規制に従い、漁業署は養殖業者が池入れするシラスウナギの量を毎年レビューし、発表するほか、各養殖業者は許可制度と個別の池入

れ制限による監督と管理を受ける。ニホンウナギのシラスウナギ池入れ量上限は 10 トン、その他の関連するウナギ類の上限も 10 トンと規定されている。

資源増殖のために、ニホンウナギ及びその他の関連するウナギ類を天然水域に放流している。

(2) 当事者は、以下の点について最大限の努力をすることを再確認した。

- －ニホンウナギ及びその他関連するウナギ類の保存管理措置をさらに強化し、また、本件につき、より緊密に協力して取り組むこと
- －ニホンウナギに係る科学調査について促進し、また共同して取り組むこと
- －保存管理措置に対する科学的な助言を行うことや知見や経験共有することを目的とした科学者会合を定期的を開催すること
- －天然水域から採捕し養殖池に入れるニホンウナギのシラスウナギ及び稚ウナギの池入れ量を、2019-2020 年池入れシーズンは 2013-2014 年池入れシーズンの 80%までに制限すること
- －その他関連するウナギ類の種苗の池入れ量を、2014 年の共同声明の水準から増やさないようするための可能なあらゆる措置をとること
- －CITES 第 30 回動物委員会の結果を踏まえ、個別に又は共同して、国内及び国際取引におけるトレーサビリティと透明性の改善に継続して努めること
- －他の国際的な機関と緊密に協力すること
- －あり得る法的拘束力のある枠組みの設立について検討すること
- －CITES-COP18 及び COP19 に向けてさらに協力すること
- －上記措置に沿って行われる民間団体の自主的な取組みを奨励すること

添付：

- －シラスウナギの漁獲・池入れ及びウナギの各ステージの貿易についての統計
- －ウナギの保存管理措置総括表